

長 建 協 発 第 5 4 号
平成 2 4 年 5 月 1 4 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設業法施行規則の一部を改正する省令等に関する通知について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設産業における社会保険未加入対策の一環として、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善・不良不適格業者の排除に取り組み、必要な人材の確保・事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図る必要があります。

また、建設企業の活動範囲が国内外を問わず拡大している中、外国小会社の経営実績を適正に評価するとともに、建設企業の海外進出意欲をの醸成を図ることが求められております。

このような状況に鑑み、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の中間取りまとめを踏まえ、平成 2 4 年 5 月 1 日付で、建設業法施行規則及び建設業法第 2 7 条の 2 3 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部改正が行われ、本年 1 1 月 1 日（経営事項審査に係る改正については本年 7 月 1 日）から施行されることとなった旨、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より別添のとおり連絡がまいっておりますので、お知らせ申し上げます。

なお、今回の改正に伴う措置等は次のとおりとなっております。

1. 建設業における社会保険未加入問題への対策
 - ①建設業の許可申請の添付書類への保険加入状況の追加
 - ②施工体制台長等の記載事項への保険加入状況の追加
 - ③経営事項審査における保険未加入企業への原点措置の厳格化
2. 経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価
 - ①外国子会社の完成工事高
 - ②親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額